

◎外国人住民の皆様へ

平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理制度がスタートし、適法に在留する外国人住民にも日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用されます。

◆主な変更点

①外国人も日本人と同様に住民票が作成されます。

【住民票が作成される外国人】

※観光など短期滞在者を除く、適法に3ヶ月を超えて在留する外国人で住所を有する方。	
中長期在留者（永住者含む） （在留カード交付対象者）	日本に在留資格を持って在留する外国人で、入国管理局から在留カードが交付される方。
特別永住者 （特別永住者証明書交付対象者）	入管特例法に定められている特別永住者の方。
一時庇護許可者または仮滞在者	入管法の規定で一時庇護のための上陸許可を受けた方や、難民認定申請を行い、仮に滞在することを許可された方。
出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者	出生または日本国籍喪失により、日本に滞在することになった方。 入管法の規定により、その事由の生じた日から60日に限り在留資格を有することなく在留することができます。

※国籍を問わず世帯全員を記載した「住民票謄本」なども発行可能になりました。また、外国人が住民票の世帯主になることも可能です。

※これまで発行されていた「外国人登録原票記載事項証明書」は発行できません。

外国人登録原票に係る開示請求については、法務省へお問い合わせ下さい。お問い合わせの詳細については下記のページをご覧ください。

《法務省ホームページ》

[外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係るお知らせ](#)

【住民票が作成されない外国人】

・3ヶ月以下の在留資格が決定された方	・短期滞在の在留資格の方
・外交または公用の在留資格の方	・その他、法務省令で定めるものに該当する方
・適法な在留でない方（不法滞在者）	・届出している住所に実際には住んでいない方

※住民票が作成されない方は、7月9日付で外国人登録証明書が使えなくなり、印鑑登録も抹消され、住所の証明もできません。また、これまで受けていた行政サービスが受けられなくなることがあります。

②外国人登録証明書に代わり、在留資格に応じて「在留カード」または「特別永住者カード」が交付されます。

交付申請手続きは、**在留カードは入国管理局、特別永住者証明書は役場**となっています。
 なお、現在お持ちの外国人登録証明書は、下記のとおり一定期間「在留カード」、「特別永住者証明書」とみなされますので「在留カード」「特別永住者証明書」が交付されるまで引き続きお持ちになってください。

【「外国人登録証明書」が「在留カード」とみなされる期間】

永住者	16歳以上	平成27年(2015年)7月8日まで
	16歳未満	平成27年(2015年)7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで。
特定活動 (特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限る)	16歳以上	在留期間の満了日または平成27年(2015年)7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、平成27年(2015年)7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
その他の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日まで
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

【「外国人登録証明書」が「特別永住者証明書」とみなされる期間】

平成24年(2012年)7月9日に16歳未満の方	16歳の誕生日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳以上で、登録/最後の確認を受けた日後の7回目の誕生日が平成27年(2015年)7月8日までに到来する方	平成27年(2015年)7月8日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳以上で、登録/最後の確認を受けた日後の7回目の誕生日が平成27年(2015年)7月8日より後に到来する方	当該誕生日まで

③各種届出の窓口が変わります。

【市町村役場への届出】

- ・新たに住居地を定めたとき又は住居地を変更したとき（14日以内）

※届出の際には、**変更する方全員分の**在留カード又は特別永住者証明書をご持参下さい。

※国内でのお引越しの際には、まず旧居住地の市区町村役場で「転出届出」を行い、「転出証明書」を発行してもらいます。そして新居住地の市区町村役場へ「転出証明書」を持参して「転入届出」を行ってください。

※国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

- ・特別永住者の方の記載事項の変更や特別永住者証明書の交付申請をするとき

【地方入国管理局への届出】

- ・氏名・生年月日・性別・国籍・地域を変更したとき。氏名の漢字表記を変更するとき
- ・在留資格の要件の変更や在留期間の更新
- ・在留カードの発行申請

新制度についての詳細は下記のホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせ下さい。

●[新しい在留管理制度について《法務省入国管理局ホームページ》](#)

・[中長期在留者の方](#)

・[特別永住者の方](#)

●[外国人住民に係る住民基本台帳制度について《総務省ホームページ》](#)

総務省コールセンター（外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するお問い合わせ）

- 1) 電話番号 0570-066-630（ナビダイヤル）
 03-6301-1337（IP電話、PHSからの通話の場合）
- 2) 受付時間 8：30～17：30（土日祝日、年末年始を除く）
- 3) 開設期間 平成24年4月2日～平成25年3月29日
- 4) 対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語